

公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第65号

最終改正 令和7年6月1日和医大規程第34号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「大学」という。）に常時勤務する職員のうち、公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則（平成18年4月1日和医大規則第5号。以下「就業規則」という。）の適用を受ける者（以下「職員」という。）について、同規則第29条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関し、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）、和歌山県の職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）及びその他の給与等関係規則等の規定の定めるところによる。

(職員の給与を受ける権利)

第3条 職員は、この規程の定めるところにより、給与を受ける権利を有する。

2 職員が死亡した場合において、その者に支払うべき給与でまだ支払っていないものがあるときは、その支払っていない給与を受ける権利は、その者の相続人が承継する。

(重複給与の禁止)

第4条 次の各号の一に該当する者が、職員の職を兼ねる場合には、その兼ねる職の職員として受けるべき給与は、法令に別段の定めがあるもののほか、支給しない。

(1) 職員

(2) 理事長、理事、監事

(給与からの減額)

第5条 職員が公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年4月1日和医大規程第58号）（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 勤務時間等規程に規定する超勤代休時間及び祝日法による休日（勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第10条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）の場合

(2) 勤務時間等規程第12条に規定する年次有給休暇、勤務時間等規程第13条に規定する病気休暇及び勤務時間等規程第14条に規定する特別休暇の場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、職員に支給すべき給与の額から控除しないことについて正当な事由があるものとして理事長が別に定める場合

(勤務1時間当たりの給与額)

第6条 前条、第22条、第23条及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当、初任給調整手当並びに理事長が別に定める特殊勤務手当（前条にかかる場合を除く。）の月額の合計額に12を乗じ、これを1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（勤務成績に基づく昇給等）

第7条 この規程中、勤務成績に基づいて行うこととされている昇給又は勤勉手当の支給については、職員の勤務成績の評定の結果を参考として行わなければならない。

（給料）

第8条 職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

（給与の支払い）

第9条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払う。ただし、職員が希望した場合は、その者の指定する金融機関の預金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

2 次に掲げるものは、給与から控除するものとする。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 共済組合の掛金
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 職員の代表との書面による協定により給与から控除するとしたもの
- (6) その他法令に別段の定めがあるもの

（給料表）

第10条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務・技術職員給料表（別表第1）
- (2) 教育職員給料表（別表第2）
- (3) 医療技術職員給料表（別表第3）
- (4) 看護職員給料表（別表第4）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は公立大学法人和歌山県立医科大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成18年4月1日和医大規程第215号。以下「初任給、昇格、昇給等の基準」という。）に定める。

（初任給、昇格、降格等の基準）

第11条 新たに職員として雇用する場合の初任給の基準並びに昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。）及び降格（職員の職務の級をその下位の級に変更することをいう。）の基準は初任給、昇格、昇給等の基準で定めるところにより決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、初任給、昇格、昇給等の基準により決定するものとし、就業規則第40条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）にあつては、当該職員の給料月額は、当該職員の受ける号給に応じた額に、勤務時間等規程第2条第1項ただし書の規定により定められた当該職員の勤務時間

を同条第1項（同項ただし書を除く。）に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

- 3 就業規則第22条の規定により採用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給与月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務期間等規定第2条第2項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昇給の基準）

第12条 職員の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員にあっては、当該職員の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、初任給、昇格、昇給等の基準で定める基準に従い決定するものとする。

（1） 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

（2） 事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの

- 4 職員の昇給は、その属する職務における最高の号給（以下「最高号給」という。）を超えて行うことができない。

- 5 職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり若しくは心身に著しい障害を有することとなったときその他特に必要があるときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、初任給、昇格、昇給等の基準で定めるところにより、最高号給を超えない範囲内で上位の号給に昇給させることができる。

- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

- 7 前6項までに規定するもののほか、職員の昇給に関して必要な事項は、初任給、昇格、昇給等の基準に定める。

（給料の調整額）

第13条 職員の平常の勤務が、当該職員の属する職務の級と同じ職務の級に属する同種の職務を行う職員の平常の勤務に比して著しく危険、困難又は不健康な勤務その他これらに準ずる特殊な勤務であつて、かつ、その特殊性がその職を職務の級にあてはめるに際して考慮されていないために、当該職員について定められる号給又は給料月額が適当でない認められるときは、その特殊性に応じ、その号給の額又はその給料月額の100分の25を超えない範囲内において、理事長が別に定めるところに従い、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

（給料の支給）

第14条 給料は、月の初日から末日までの期間についてその月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、21日とする。ただし、その日が勤務時間等規程第9条に規定する休日、（以下、第29条及び第32条において単に「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。
- 3 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。
- 4 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第3項又は第4項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から、勤務時間等規程第3条第1項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（手当）

第15条 職員には、給料のほかに、この条から第34条までに定めるところに従つて手当を支給する。

2 前項の手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 単身赴任手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 超過勤務手当
- (8) 夜勤手当
- (9) 宿日直手当
- (10) 休日勤務手当
- (11) 管理職手当
- (12) 管理職員特別勤務手当
- (13) 初任給調整手当
- (14) 期末手当
- (15) 勤勉手当
- (16) 退職手当
- (17) 看護職員等処遇改善手当

（扶養手当）

第16条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、次項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次の各号の一に該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害のある者
- (6) 前各号に定めるもののほか、理事長が定める基準に該当する者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 第2項の扶養親族の認定の基準及び手続その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（地域手当）

第17条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して大学に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 大学（紀北分院を除く。） 100分の5.5
- (2) 紀北分院 100分の3

3 大学（紀北分院を除く。）に勤務する職員が、紀北分院に勤務することとなった場合又は職員のまま一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）

第11条の3第2項に規定する地域手当の級地に該当しない地域に勤務することとなった場合（以下これらを「転勤」という。）は、当該転勤の日から2年を経過するまでの間、現に大学（紀北分院を除く。）に引き続き勤務した期間が6箇月以内である職員を除き、次の各号に掲げる割合の地域手当を支給する。

- (1) 当該転勤の日から同日以降1年を経過する日までの期間 転勤前の支給割合（転勤前の支給割合が当該転勤の後に改定された場合にあつては、当該転勤の日の前日の支給割合。次号において同じ。）
- (2) 当該転勤の日から同日以降2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 転勤前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- (3) 当該転勤の日から同日以降3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 転勤前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

4 給与法の適用を受ける国家公務員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する独立行政法人の職員、地方公務員、地方独立行政法人職員又はこれらに準じるものとして理事長が別に定める者であった者が、引き続きこの規程の適用を受ける職員となり（以下この項においてこれらを「採用」という。）在勤することとなった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、国家公務員の例により、採用の日前の支給割合又は採用の日以降1年を経過する日の翌日から採用の日以降2年を経過する日までの支給割合が100分の6に達しないこととなる職員を除き、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。

5 大学に勤務する職員が、職員のまま国の官署に勤務することとなった場合の当該職員の地域手当は、第2項の規定にかかわらず、国家公務員の例により支給する。当該職員が、国の官署での勤務に引き続き大学に勤務することとなった場合（以下この項において「復帰」という。）は、当該復帰の日から2年を経過するまでの間、現に国の官署に引き続き勤務した期間が6箇月以内である職員を除き、第3項各号の規定を準用して地域手当を支給する。

（住居手当）

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員の居住の用に供するための職員住宅を貸与され、家賃を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）

(2) 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（職員の居住の用に供するための職員住宅その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額

イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（通勤手当）

第19条 次に掲げる職員には、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具（以下この項及び次項において「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再雇用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び修学部分休業職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員に係る第2号に定める額にあつては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び第3項において「運賃等相当額」という。）。
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額
 - ア 自転車等（イの自動車を除く。以下この号において同じ。）を使用する職員
 - (7) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - (8) 自転車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - (9) 自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - (10) 自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円
 - (11) 自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,900円
 - (12) 自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円
 - (13) 自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円

- (ク) 自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円
 - (ケ) 自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円
 - (コ) 自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円
 - (カ) 自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円
 - (シ) 自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円
 - (ス) 自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円
- イ 自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車に限る。イにおいて同じ。）を使用する職員（自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。）
- (ア) 自動車の使用距離が片道4キロメートル未満である職員 2,000円
 - (イ) 自動車の使用距離が片道4キロメートル以上8キロメートル未満である職員 4,700円
 - (ウ) 自動車の使用距離が片道8キロメートル以上48キロメートル未満である職員 4,700円に自動車の使用距離が片道4キロメートルを超える4キロメートルごとに2,700円を加算した額
 - (エ) 自動車の使用距離が片道48キロメートル以上80キロメートル未満である職員 3万1,700円に自動車の使用距離が片道44キロメートルを超える4キロメートルごとに1,400円を加算した額
 - (オ) 自動車の使用距離が片道80キロメートル以上である職員 4万4,300円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 前2号の規定に準じて算出した額の合計額。ただし、自転車等を使用する距離が片道2キロメートル未満の場合は、第1号の規定に準じて算出した額とし、その額が2,000円に満たないときは、2,000円とする。
- 3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下この項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 5 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自転車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第20条 施設を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は施設の移転の直前の住居から当該異動又は施設の移転の直後に在勤する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、3万円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員になったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第21条 特殊な勤務に従事する職員には、特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、手当の額及びその支給方法は、理事長が別に定める。

(超過勤務手当)

第22条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務の全時間に対して、勤務1時間につき第6条に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第25条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 定年前再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務時間を割り振られた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中に勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の時間及び勤務時間等規程第5条の規定により勤務時間を割り振られ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間（理事長が別に定める時間を除く。以下この条において同じ。）の合計時間数が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間 100

分の50から100分の75までの範囲内で理事長が別に定める割合

5 勤務時間等規則第8条の5第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の175）から第1項に規定する理事長が別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて割り振られた勤務時間中にした勤務の時間 前項第2号に規定する理事長が別に定める割合から第3項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する理事長が別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（夜勤手当）

第23条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第6条に定める勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（宿日直手当）

第24条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、当該勤務について宿日直手当を支給する。

2 宿日直勤務の額は、勤務1回につき、次の各号に定めるとおりとする。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

(1) 入院患者の病状の急変に対応するための医師又は歯科医師の宿日直勤務 2万1,000円

(2) 救急の外来患者のための当直勤務（前号に規定する勤務を除く。） 6,100円

(3) 前2号に該当しない宿日直勤務 4,400円

3 12月29日から翌年の1月3日までの日に行われる前項の宿日直勤務の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる額に100分の150を乗じて得た額に1,150円を加算した額とする。

4 第1項の勤務は、前2条及び次条の勤務には含まれないものとする。

（休日勤務手当）

第25条 祝日法による休日等（勤務時間等規程第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間等規程第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間等規程第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、理事長が別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(管理職手当)

第26条 管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職にある者には、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内において理事長が別に定める額とする。

3 第22条、第23条及び第25条の規定は、第1項の手当を受ける職員には適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 前条第1項の規定により管理職手当を受ける職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として理事長が別に定める職員(次項において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(初任給調整手当)

第28条 教育職員給料表の適用を受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額5万1,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内、採用後理事長が別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとに別で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当)

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第31条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、6月1日を基準とする期末手当にあっては6月30日、12月1日を基準とする期末手当にあっては12月10日(次条及び第31条においてこれらを「支給日」といい、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日においてそ

の日に最も近い日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が別に定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額(理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員(第32条第2項第1号及び第2号において「特定幹部職員」という。)にあっては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額(育児短時間勤務職員にあっては給料月額を算出率で除して得た額)に100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(期末手当の支給の制限)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第44条に定める懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第24条の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第31条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、大学に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、当該一時差止処分を行う旨及びその事由を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、前項の文書をいつでもその者に交付する旨を当該一時差止処分を行う者の事務所の掲示場に掲示することをもってこれに代えることができる。この場合においては、その掲示を始めた日から起算して2週間を経過した日に、文書の交付があったものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 前各項に規定するもののほか、第2項の文書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における

当該職員の勤務成績に応じて、6月1日を基準日とする勤勉手当にあつては6月30日、12月1日を基準日とする勤勉手当にあつては12月10日（以下この条においてこれらの日を「勤勉手当の支給日」といい、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が別に定めるものについても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあつては給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第29条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第32条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「勤勉手当の支給日（第32条第1項に規定する勤勉手当の支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（退職手当）

第33条 職員が退職した場合には、その者（死亡に因る退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

- 2 退職手当の基準は、別に規程で定める。

（看護職員等処遇改善手当）

第33条の2 看護職員等処遇改善手当は、次の各号に掲げる職種の職員に支給する。

- (1) 保健師、助産師、看護師及び准看護師
- (2) 薬剤師、栄養士（管理栄養士を含む。）、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士及び言語聴覚士
- (3) 精神保健福祉士、社会福祉士、保育士、公認心理師（臨床心理士を含む。）及び医師事務作業補助者
- (4) 看護補助員

- 2 看護職員等処遇改善手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 給料月額（給料の調整額を除く。）に100分の3の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる職員 給料月額（給料の調整額を除く。）に100分の2の割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (3) 前項第4号に掲げる職員 給料月額（給料の調整額を除く。）に100分の2の割合を乗じて得た額に、6,000円に勤務時間等規程第2条に基づき割り振られた当該職員の週当たり勤務時間を同規程第2条第1項本文に定める1週間の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額を加えて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 各年度の末日において、看護職員等処遇改善手当の額（前項第3号のうち、6,000円に勤務時間等規程第2条に基づき割り振られた当該職員の週当たり勤務時間を同規程第2条第1項本文に定める1週間の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額を加えて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を除く。）に対し、看護職員等処遇改善評価料による収入が上回り余剰が生じた場合の取扱いについては、理事長が別に定める。

（適用除外）

第34条 第11条第1項及び第2項、第12条、第16条、第28条及び第33条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

（休職者の給与）

第35条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年6月に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。

4 職員が就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。

5 休職にされた職員には、前4項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（停職者の給与）

第36条 就業規則第43条の規定により同規則第44条第1項第3号に規定する停職にされた職員には、その停職の期間中、いかなる給与も支給しない。

（単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準）

第37条 単純な労務に雇用される者の給与の種類及び基準は、理事長が別に定める。

（施行に関し必要な事項）

第38条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日に職員の給与に関する条例に規定する給料表のうち次の表の左欄アからウに掲げる給料表（以下「県職員給与条例給料表」という。）及び教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）に規定する給料表のうち次の表の左欄エに掲げる給料表（以下「県教育職員給与条例給料表」という。）の適用を受けていた承継職員（地方独立行政法人法（平成15年法律第187号）第59条第2項の規定により切替日に職員となる者をいう。以下同じ。）が切替日において適用される給料表（以下「対応給料表」という。）は、次の表の右欄にそれぞれ掲げる給料表とする。

切替日の前日において適用していた給料表	切替日において適用する給料表
ア 事務・技術職員給料表	事務・技術職員給料表
イ 医療職給料表(2)	医療技術職員給料表
ウ 医療職給料表(3)	看護職員給料表
エ 大学等教育職員給料表	教育職員給料表

- 3 切替日の前日においてその者が属していた職員の給与に関する条例又は教育職員の給与に関する条例の規定に基づく職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった承継職員の切替日における対応給料表の職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 4 切替日の前日において県職員給与条例給料表及び県教育職員給与条例給料表の適用を受けていた承継職員の切替日における対応給料表の号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 5 切替日の前日において県職員給与条例給料表又は県教育職員給与条例給料表に定める最高の号給を超える給料月額を受けていた承継職員の切替日における号給又は給料月額は理事長が別に定める。
- 6 切替日に職務の級を異にして異動した承継職員及びこれに準じる職員として理事長が別に定める承継職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、承継職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、切替日の前日において適用される職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例及びこれらに基づく和歌山県人事委員会規則の規定に従って定めるものとする。
- 8 切替日に対応給料表の適用を受ける承継職員で、その者の受ける給料月額（公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年3月19日和医大規程第59号）附則第3項から第5項までの規定により給料として支給される額を含む。）が切替日の前日において受けていた給料月額（公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年12月1日和医大規程第56号）の施行日において次の各号に掲げる職員である者

にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 附則第18項に規定する減額改定対象職員 100分の99.26

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.41

9 切替日以後に新たにこの規程に定める給料表の適用を受けることとなった職員(承継職員を除く。)について、雇用の事情を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前2項の規定による給料を支給される職員に関する第13条及び第29条第5項(第32条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第13条中「その給料月額」とあるのは、「その給料月額と附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」と、第29条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」とする。

11 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第2項	4号給	4号給を超えない範囲内で理事長が定める号給
	3号給	3号給を超えない範囲内で理事長が定める号給
第12条第3項	4号給	4号給を超えない範囲内で理事長が定める号給
	3号給	3号給を超えない範囲内で理事長が定める号給
	2号給	2号給を超えない範囲内で理事長が定める号給

12 削除

13 (欠番)

14 削除

15 職員のうち第26条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる者の給料月額は、平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間においては、第10条から第12条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に100分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(平成21年6月に支給する期末手当の特例措置)

16 平成21年6月に支給する期末手当に関する第29条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」とする。

(平成21年6月に支給する勤勉手当の特例措置)

17 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第32条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の85」と、同

項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 18 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第29条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第32条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から平成21年6月1日において減額改定対象職員(職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員をいう。)であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 19 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第29条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで又は第32条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から平成22年6月1日において減額改定対象職員(職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員をいう。)であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(平成23年4月1日における号給の調整)

- 20 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、平成22年4月1日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第12条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 21 公立大学法人和歌山県立医科大学職員就業規則第40条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前項及び第23項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第2条第1項ただし書きにより定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た額とする」とする。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 22 平成23年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第29条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで又は第32条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から平成23年6月1日において減額改定対象職員(職員であって適用される給料表並びにその職務の級

及び号給がそれぞれ附則別表第5の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員をいう。)であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.39を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(平成24年4月1日における号給の調整)

- 23 平成24年4月1日において42歳に満たない職員(同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、平成21年4月1日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第12条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(平成25年4月1日における号給の調整)

- 24 平成25年4月1日において37歳に満たない職員(同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、平成20年4月1日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第12条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(平成26年4月1日における号給の調整)

- 25 平成26年4月1日において38歳に満たない職員(同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、平成19年1月1日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第12条第1項の規定により昇給した職員、平成26年4月1日において38歳以上で40歳に満たない職員(同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、平成20年4月1日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第12条第1項の規定により昇給した職員、平成26年4月1日において44歳以上で45歳に満たない職員(同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、平成21年4月1日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第12条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると理事長が認める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(特定日以後の給与月額の特例措置)

- 26 当分の間、職員の給与月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第28項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給与月額のうち、第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 27 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する規程(以下この号及び第4号において「定年規程」という。)第5条第1項又は第2項の規定により定年規程第5条第1項に規定する異動期間(定年規程第5条

第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年規程第3条第1項に掲げる職を占める職員

(3) 職員就業規則第21条の2第1項に規定する職員

(4) 定年規程第2条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(職員就業規則第19条第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

- 28 職員の定年等に関する規程第4条第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第30項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(理事長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第26項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 29 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第10条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 30 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第26項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第28項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 31 附則第28項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第26条の規定の適用を受ける職員であつて、採用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 32 附則第28項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第29条第5項(第32条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第29条第5項の規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第28項、第30項又は第31項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 33 附則第26項から前項までに定めるもののほか、附則第26項の規定による給料月額、附則第28項の規定による給料その他附則第26項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第3項関係）

切替日前日において適用されていた給料表	旧級	新級	新級が属する対応給料表
事務・技術職員給料表	1級	1級	事務・技術職員給料表
	2級		
	3級	2級	
	4級	3級	
	5級		
	6級	4級	
	7級	5級	
	8級	6級	
	9級	7級	
	10級	8級	
	11級	9級	
大学等教育職員給料表	1級	1級	教育職員給料表
	2級	2級	
	3級	3級	
	4級	4級	
医療職給料表（2）	1級	1級	医療技術職員給料表
	2級	2級	
	3級	3級	
	4級	4級	
	5級	5級	
	6級	6級	
	7級	7級	
	8級	8級	
医療職給料表（3）	1級	1級	看護職員給料表
	2級	2級	
	3級	3級	
	4級	4級	
	5級	5級	
	6級	6級	
	7級	7級	

附則別表第2 職員の号給の切替表（附則第5項関係）

事務・技術職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級										
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	1 0 級	1 1 級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1

5	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15	15

	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36	36

	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41		
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42		
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43		
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44		
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45		
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45		
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46		
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47		
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48		
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49		
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49		
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50		
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51		
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52		
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53		
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57			
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58			
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59			
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60			
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61			
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61			
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62			
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63			
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64			
	12月以上			81	63	85	73	69	65			

21	3月未満			81	63	85	73	69	65			
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66			
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67			
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68			
	12月以上			85	65	89	77	73	69			
22	3月未満			85	65	89	77	73				
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74				
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75				
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76				
	12月以上			89	67	93	81	77				
23	3月未満			89	67	93	81					
	3月以上6月未満			90	67	94	82					
	6月以上9月未満			91	68	95	83					
	9月以上12月未満			92	68	96	84					
	12月以上			93	69	97	85					
24	3月未満			93	69	97	85					
	3月以上6月未満			94	70	98	86					
	6月以上9月未満			95	71	99	87					
	9月以上12月未満			96	72	100	88					
	12月以上			97	73	101	89					
25	3月未満			97	73	101						
	3月以上6月未満			98	73	102						
	6月以上9月未満			99	74	103						
	9月以上12月未満			100	74	104						
	12月以上			101	75	105						
	3月未満			101	75	105						

26	3月以上6月未満			102	75	106						
	6月以上9月未満			103	76	107						
	9月以上12月未満			104	76	108						
	12月以上			105	77	109						
27	3月未満			105	77							
	3月以上6月未満			106	78							
	6月以上9月未満			107	79							
	9月以上12月未満			108	80							
	12月以上			109	81							
28	3月未満			109	81							
	3月以上6月未満			110	82							
	6月以上9月未満			111	83							
	9月以上12月未満			112	84							
	12月以上			113	85							
29	3月未満			113								
	3月以上6月未満			114								
	6月以上9月未満			115								
	9月以上12月未満			116								
	12月以上			117								
30	3月未満			117								
	3月以上6月未満			118								
	6月以上9月未満			119								
	9月以上12月未満			120								
	12月以上			121								
	3月未満			121								
	3月以上6月未満			122								

31	6 月以上 9 月未滿			123								
	9 月以上 12 月未滿			124								
	12 月以上			125								
32	3 月未滿			125								
	3 月以上 6 月未滿			125								
	6 月以上 9 月未滿			125								
	9 月以上 12 月未滿			125								
	12 月以上			125								

教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	3 月未満		1	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1	1
	12 月以上		1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	1	1
4	3 月未満	9	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	3	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	5	1
5	3 月未満	13	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	7	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	9	1
6	3 月未満	17	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	10	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	11	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	13	5
	3 月未満	21	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	14	6

7	6 月以上 9 月未滿	23	23	15	7
	9 月以上 12 月未滿	24	24	16	8
	12 月以上	25	25	17	9
8	3 月未滿	25	25	17	9
	3 月以上 6 月未滿	26	26	18	10
	6 月以上 9 月未滿	27	27	19	11
	9 月以上 12 月未滿	28	28	20	12
	12 月以上	29	29	21	13
9	3 月未滿	29	29	21	13
	3 月以上 6 月未滿	30	30	22	14
	6 月以上 9 月未滿	31	31	23	15
	9 月以上 12 月未滿	32	32	24	16
	12 月以上	33	33	25	17
10	3 月未滿	33	33	25	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	26	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	27	19
	9 月以上 12 月未滿	36	36	28	20
	12 月以上	37	37	29	21
11	3 月未滿	37	37	29	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	30	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	31	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	32	24
	12 月以上	41	41	33	25
12	3 月未滿	41	41	33	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	34	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	35	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	36	28
	12 月以上	45	45	37	29
13	3 月未滿	45	45	37	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	38	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	39	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	40	32
	12 月以上	49	49	41	33
	3 月未滿	49	49	41	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	42	34

14	6 月以上 9 月未滿	51	51	43	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	44	36
	12 月以上	53	53	45	37
15	3 月未滿	53	53	45	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	46	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	47	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	48	40
	12 月以上	57	57	49	41
16	3 月未滿	57	57	49	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	50	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	51	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	52	44
	12 月以上	61	61	53	45
17	3 月未滿	61	61	53	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	54	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	55	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	56	48
	12 月以上	65	65	57	49
18	3 月未滿	65	65	57	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	58	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	59	51
	9 月以上 12 月未滿	68	68	60	52
	12 月以上	69	69	61	53
19	3 月未滿	69	69	61	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	62	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	63	55
	9 月以上 12 月未滿	72	72	64	56
	12 月以上	73	73	65	57
20	3 月未滿	73	73	65	57
	3 月以上 6 月未滿	74	74	66	58
	6 月以上 9 月未滿	75	75	67	59
	9 月以上 12 月未滿	76	76	68	60
	12 月以上	77	77	69	61
	3 月未滿	77	77	69	61
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70	62

21	6 月以上 9 月未滿	79	79	71	63
	9 月以上 12 月未滿	80	80	72	64
	12 月以上	81	81	73	65
22	3 月未滿	81	81	73	65
	3 月以上 6 月未滿	82	82	74	66
	6 月以上 9 月未滿	83	83	75	67
	9 月以上 12 月未滿	84	84	76	68
	12 月以上	85	85	77	69
23	3 月未滿	85	85	77	69
	3 月以上 6 月未滿	86	86	78	70
	6 月以上 9 月未滿	87	87	79	71
	9 月以上 12 月未滿	88	88	80	72
	12 月以上	89	89	81	73
24	3 月未滿	89	89	81	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	82	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	83	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	84	
	12 月以上	93	93	85	
25	3 月未滿	93	93	85	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	86	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	87	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	88	
	12 月以上	97	97	89	
26	3 月未滿	97	97	89	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	89	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	89	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	89	
	12 月以上	101	101	89	
27	3 月未滿	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103		
	9 月以上 12 月未滿	104	104		
	12 月以上	105	105		
	3 月未滿	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	105		

28	6月以上9月未満	107	105		
	9月以上12月未満	108	105		
	12月以上	109	105		
29	3月未満	109			
	3月以上6月未満	110			
	6月以上9月未満	111			
	9月以上12月未満	112			
	12月以上	113			
30	3月未満	113			
	3月以上6月未満	114			
	6月以上9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
31	3月未満	117			
	3月以上6月未満	118			
	6月以上9月未満	119			
	9月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
32	3月未満	121			
	3月以上6月未満	122			
	6月以上9月未満	123			
	9月以上12月未満	124			
	12月以上	125			
33	3月未満	125			
	3月以上6月未満	126			
	6月以上9月未満	127			
	9月以上12月未満	128			
	12月以上	129			
34	3月未満	129			
	3月以上6月未満	129			
	6月以上9月未満	129			
	9月以上12月未満	129			
	12月以上	129			

医療技術職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	3 月未満			1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1	1	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	17	17	13	9	5	1	1
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	21	21	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	21	21	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	25	25	21	17	13	9	5

8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17	13
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21	17
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25	21
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29	25
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33	29
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37	33
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41	37

16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42	37
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43	37
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44	37
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45	37
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49	
18	3月未満	65	65	65	61	57	53		
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54		
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55		
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56		
	12月以上	69	69	69	65	61	57		
19	3月未満	69	69	69	65	61	57		
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58		
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59		
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	69	65	61		
20	3月未満	73	73	73	69	65	61		
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62		
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63		
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	73	69	65		
21	3月未満	77	77	77	73	69			
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70			
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71			
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72			
	12月以上	81	81	81	77	73			
22	3月未満	81	81	81	77	73			
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74			
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75			
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	77			
23	3月未満	85	85	85	81	81			
	3月以上6月未満	85	86	86	82	82			
	6月以上9月未満	85	87	87	83	83			
	9月以上12月未満	85	88	88	84	84			
	12月以上	85	89	89	85	85			

24	3月未満		89	89	85	85			
	3月以上6月未満		90	90	86	86			
	6月以上9月未満		91	91	87	87			
	9月以上12月未満		92	92	88	88			
	12月以上		93	93	89	89			
25	3月未満		93	93	89	89			
	3月以上6月未満		94	94	90	90			
	6月以上9月未満		95	95	91	91			
	9月以上12月未満		96	96	92	92			
	12月以上		97	97	93	93			
26	3月未満		97	97	93	93			
	3月以上6月未満		98	98	94	94			
	6月以上9月未満		99	99	95	95			
	9月以上12月未満		100	100	96	96			
	12月以上		101	101	97	97			
27	3月未満		101	101	97	97			
	3月以上6月未満		102	102	98	98			
	6月以上9月未満		103	103	99	99			
	9月以上12月未満		104	104	100	100			
	12月以上		105	105	101	101			
28	3月未満		105	105					
	3月以上6月未満		105	106					
	6月以上9月未満		105	107					
	9月以上12月未満		105	108					
	12月以上		105	109					
29	3月未満			109					
	3月以上6月未満			110					
	6月以上9月未満			111					
	9月以上12月未満			112					
	12月以上			113					
30	3月未満			113					
	3月以上6月未満			113					
	6月以上9月未満			113					
	9月以上12月未満			113					
	12月以上			113					

看護職員給料表

旧号 給	経過期間	旧 級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9

8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41

16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未滿	85	86	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	87	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	88	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	89	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		

24	3月未滿	89	90	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	91	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	92	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	93	92	88	84		
	12月以上	93	93	93	89	85		
25	3月未滿	93	94	93	89			
	3月以上6月未滿	94	95	94	90			
	6月以上9月未滿	95	96	95	91			
	9月以上12月未滿	96	97	96	92			
	12月以上	97	97	97	93			
26	3月未滿	97	98	97	93			
	3月以上6月未滿	98	99	98	94			
	6月以上9月未滿	99	100	99	95			
	9月以上12月未滿	100	101	100	96			
	12月以上	101	101	101	97			
27	3月未滿	101	102	101	97			
	3月以上6月未滿	102	103	102	98			
	6月以上9月未滿	103	104	103	99			
	9月以上12月未滿	104	105	104	100			
	12月以上	105	105	105	101			
28	3月未滿	105	106	105	101			
	3月以上6月未滿	106	107	106	102			
	6月以上9月未滿	107	108	107	103			
	9月以上12月未滿	108	109	108	104			
	12月以上	109	109	109	105			
29	3月未滿	109	110	109				
	3月以上6月未滿	110	111	110				
	6月以上9月未滿	111	112	111				
	9月以上12月未滿	112	113	112				
	12月以上	113	113	113				
30	3月未滿	113	114	113				
	3月以上6月未滿	114	115	114				
	6月以上9月未滿	115	116	115				
	9月以上12月未滿	116	117	116				
	12月以上	117	117	117				
31	3月未滿	117	118	117				
	3月以上6月未滿	118	119	118				
	6月以上9月未滿	119	120	119				
	9月以上12月未滿	120	121	120				
	12月以上	121	121	121				

32	3月未滿	121	122					
	3月以上6月未滿	122	123					
	6月以上9月未滿	123	124					
	9月以上12月未滿	124	125					
	12月以上	125	125					
33	3月未滿	125	126					
	3月以上6月未滿	126	127					
	6月以上9月未滿	127	128					
	9月以上12月未滿	128	129					
	12月以上	129	129					
34	3月未滿	129	130					
	3月以上6月未滿	130	131					
	6月以上9月未滿	131	132					
	9月以上12月未滿	132	133					
	12月以上	133	133					
35	3月未滿	133	134					
	3月以上6月未滿	134	135					
	6月以上9月未滿	135	136					
	9月以上12月未滿	136	137					
	12月以上	137	137					
36	3月未滿	137	138					
	3月以上6月未滿	138	139					
	6月以上9月未滿	139	140					
	9月以上12月未滿	140	141					
	12月以上	141	141					
37	3月未滿	141	142					
	3月以上6月未滿	142	143					
	6月以上9月未滿	143	144					
	9月以上12月未滿	144	145					
	12月以上	145	145					
38	3月未滿	145	146					
	3月以上6月未滿	146	147					
	6月以上9月未滿	147	148					
	9月以上12月未滿	148	149					
	12月以上	149						
39	3月未滿	149						
	3月以上6月未滿	150						
	6月以上9月未滿	151						
	9月以上12月未滿	152						
	12月以上	153						
	3月未滿	153						

40	3月以上6月未満	154						
	6月以上9月未満	155						
	9月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3月未満	157						
	3月以上6月未満	158						
	6月以上9月未満	159						
	9月以上12月未満	160						
	12月以上	161						

附則別表 3 (附則第18項関係)

給料表	職務の級	号給
事務・技術職員給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
教育職員給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
医療技術職員給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
看護職員給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

附則別表 4 (附則第19項関係)

給料表	職務の級	号給
事務・技術職員給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
教育職員給料表	1級	1号給から72号給まで
	2級	1号給から52号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から12号給まで
医療技術職員給料表	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から72号給まで

	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から12号給まで
看護職員給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から8号給まで

附則別表5（附則第22項関係）

給料表	職務の級	号給
事務・技術職員給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
教育職員給料表	1級	1号給から84号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から24号給まで
医療技術職員給料表	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から8号給まで
看護職員給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から92号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から20号給まで
	7級	1号給から4号給まで

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（平成18年4月1日和医大規程第65号）附則第8項及び第9項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの規程による改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程第26条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「その者の給料月額と公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（平成18年4月1日和医大規程第65号）附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第32条第2項第1号の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する

2 改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（平成18年4月1日和医大規程第65号）第35条第2項の規定は、職員が平成21年4月1日の前日から引き続き結核性疾患にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている場合において、当該職員の平成21年4月1日以後の給与に適用し、同日前の給与については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年度和医大規程第2号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度和医大規程第3号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度和医大規程第59号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度和医大規程第71号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度和医大規程第42号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年12月18日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第32条第2項の規定を除く。）は同年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 2 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年度和医大規程第59号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（切替前の異動者の号給の調整）

- 2 この規程の施行の日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度におい

て、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、令和3年3月31日までの間、給料月額のほか、次の表に掲げる額（ただし、当該額が0円を下回る場合は、支給しない。）を給料として支給する。

平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	給料月額と切替日の前日において受けていた給料月額との差額に相当する額から1万円を減じた額
平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	給料月額と切替日の前日において受けていた給料月額との差額に相当する額から2万円を減じた額
令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	給料月額と切替日の前日において受けていた給料月額との差額に相当する額から3万円を減じた額

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第29条第5項（第32条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、改正後の規程第29条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年3月19日和医大規程第59号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

- 7 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項及び第4項	100分の6	100分の6を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第20条第2項	3万円	3万円を超えない範囲内において理事長が別に定める割合

- 8 前6項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28年3月11日和医大規程第66号）

この規程は、平成28年3月11日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第32条第2項の規定を除く。）は平成27年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日和医大規程第83号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月12日和医大規程第40-2号）

この規程は、平成28年12月12日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第32条第2項の規定を除く。）は平成28年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

附 則（平成29年4月7日和医大規程第6号）

この規程は、平成29年4月7日から施行する。

附 則（平成30年3月2日和医大規程第57号）

この規程は、平成30年3月2日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定（第32条第2項の規定を除く。）は平成29年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

附 則（平成30年3月14日和医大規程第64号）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（令和3年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（次項及び附則第4項において「改正後規程」という。）第16条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下この項及び次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、前項第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」とする。

3 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後規程第16条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは、「同項第2号」とする。

4 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は、改正後規程第16条第1項ただし書の規定は適用せず、同条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「8級」とあるのは「8级以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」とする。

（その他）

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成30年12月5日和医大規程第42号）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年12月5日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職

員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定（第32条第2項の規定を除く。）は平成30年4月1日から、同項の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成31年3月26日和医大規程第59号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月9日和医大規程第41号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年12月9日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定（第32条第2項の規定を除く。）は平成31年4月1日から、同項の規定は令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和2年3月17日和医大規程第53号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月27日和医大規程第54号）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日和医大規程第76号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月29日和医大規程第69号）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年2月21日和医大規程第91号）

この規則は、令和4年2月21日から施行し、第33条の2の規定は、令和4年9月30日までの間適用する。

附 則（令和4年3月18日和医大規程第111号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月27日和医大規程第36号）

この規程は、令和4年10月27日から施行し、改正後の第33条の2の規定は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間適用する。

附 則（令和4年12月5日和医大規程第42号）

（施行期日）

- 1 この規程は令和4年12月5日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給

与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定（第32条第2項の規定を除く。）は令和4年4月1日から、同項の規定は令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年2月16日和医大規程第61号）

（施行期日）

- 1 この規程は令和5年4月1日から施行する。
（勤務延長職員に関する経過措置）
- 2 この規程による改正後の職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）附則第26項から第33項までの規定は、就業規則附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。
（暫定再雇用職員に関する経過措置）
- 3 暫定再雇用職員（暫定再雇用職員の再雇用に関する規程（令和5年1月13日和医大規程第50号）第2条第1項に規定する暫定再雇用職員をいう。以下同じ）の給料月額は、当該暫定再雇用職員が新給与規程第11条第3項に規定する定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第10条第1項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第10条第2項の規定により当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 職員の育児休業等に関する規程（平成31年和医大規程第59号）第15条に規定する育児短時間勤務をしている暫定再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められた当該暫定再雇用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再雇用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再雇用短時間勤務職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第10条第1項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第10条第2項の規定により当該暫定再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（令和5年1月13日和医大規程第52号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第19条第2項及び第22条第2項の規定を適用する。
- 7 暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第29条第3項の規定を適用する。
- 8 新給与規程第32条第1項の職員に暫定再雇用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再雇用職員の再雇用に関する規程第2条第1項に規定する暫定再雇用職員（次号において「暫定再雇用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び

暫定再雇用職員」とする。

- 9 第11条第1項、第12条第2項、第4項、第6項及び第7項、第16条並びに第33条並びに新給与規程第11条第2項、第12条第1項、第3項及び第5項並びに第28条の規定は、暫定再雇用職員には適用しない。
- 10 第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再雇用職員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和5年3月29日和医大規程第76号）

この規程は令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月1日和医大規程第59号）

（施行期日）

- 1 この規程は令和5年12月1日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定（第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項の規定を除く。）は令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和6年1月31日和医大規程第76号）

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日和医大規程第113号）

この規程は令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月2日和医大規程第53号）

（施行期日）

- 1 この規程は令和6年12月2日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定（第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項の規定を除く。）は令和6年4月1日から、改正後の規程第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項の規定は令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年4月1日和医大規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
（号給の切替え）
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた

号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与規程（以下「新規程」という。）第16条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6項に該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「(6) 前各号に定めるもののほか、理事長が定める基準に該当する者」とあるのは「(6) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるもの(7) 前各号に定めるもののほか、理事長が別に定める基準に該当する者を含む。）

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「

、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 5 新給与規程第20条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

附則別表（附則第2項関係） 号給の切替表

ア 事務・技術職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1

16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		

56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70				
79	75	71	71				
80	76	72	72				
81	77	73	73				
82	78	74	74				
83	79	75	75				
84	80	76	76				
85	81	77	77				
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86					
95	91	87					

96	92	88					
97	93	89					
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1

19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10

59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		

99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

ウ 医療技術職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13

30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			

70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					

110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

エ 看護職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16

33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		

73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			

113	109	109			
114	110	110			
115	111	111			
116	112	112			
117	113	113			
118	114	114			
119	115	115			
120	116	116			
121	117	117			
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

附 則（令和 7 年 6 月 1 日和医大規程第 34 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行し、改正後の公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（号給の切替え）

- 2 令和 7 年 6 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において公立大学法人和歌山県立医科大学職員給与規程別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

附則別表（附則第2項関係） 号給の切替表
教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給
	4級
1	1
2	5
3	9
4	13
5	17
6	21
7	25
8	29
9	33
10	37
11	41
12	45
13	49
14	54
15	59
16	64
17	69

別表1 (第10条関係)

事務・技術職員給料表

職員の 区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			

53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000	386,600					
87	256,300	297,400	346,400	387,000					
88	256,600	297,700	346,800	387,400					
89	256,900	298,000	347,000	387,700					
90	257,200	298,300	347,400	388,200					
91	257,500	298,600	347,800	388,600					
92	257,800	299,000	348,200	389,000					
93	258,100	299,200	348,400	389,300					
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						

	109		303,800	354,700						
	110		304,200							
	111		304,600							
	112		304,900							
	113		305,100							
	114		305,300							
	115		305,600							
	116		306,000							
	117		306,200							
	118		306,400							
	119		306,700							
	120		307,000							
	121		307,400							
	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第10条関係）

教育職員給料表

職員の区分	級号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	261,400	340,300	393,600	461,300
	2	263,600	341,900	395,300	463,700
	3	265,700	343,500	396,700	466,000
	4	267,600	345,000	398,000	468,000
	5	269,400	346,500	399,200	470,100
	6	270,900	348,100	400,200	472,200
	7	272,400	349,700	401,200	474,200
	8	273,900	351,300	402,200	476,200
	9	275,700	352,700	403,100	478,500
	10	277,700	354,700	404,200	480,700
	11	279,700	356,700	405,300	482,600
	12	281,700	358,700	406,400	484,500
	13	283,700	360,500	407,500	486,600
	14	285,900	362,100	408,600	488,800
	15	288,000	363,700	409,700	490,800
	16	290,100	365,300	410,800	492,900

17	292,000	366,600	411,900	494,900
18	294,700	368,100	413,000	496,800
19	297,400	369,500	414,100	498,700
20	300,000	370,800	415,300	500,700
21	302,600	372,100	416,300	502,600
22	305,000	373,300	417,400	504,300
23	307,400	374,500	418,500	506,200
24	309,600	375,600	419,700	508,100
25	311,800	376,700	420,600	509,900
26	313,800	378,100	421,700	511,700
27	315,800	379,400	422,800	513,500
28	317,800	380,700	423,800	515,200
29	319,800	382,000	424,800	516,900
30	321,700	383,300	425,900	518,700
31	323,600	384,600	427,000	520,500
32	325,500	385,900	428,100	522,000
33	327,300	387,200	429,100	523,600
34	329,200	388,400	430,300	525,300
35	331,100	389,600	431,500	526,900
36	333,000	390,700	432,700	528,500
37	334,700	391,800	433,400	529,800
38	335,900	393,000	434,300	531,100
39	337,000	394,100	435,200	532,300
40	338,100	395,200	436,000	533,500
41	338,700	396,300	436,800	534,500
42	339,100	397,500	437,700	535,500
43	339,500	398,700	438,600	536,500
44	339,900	399,800	439,400	537,100
45	340,500	400,800	440,100	538,000
46	341,000	401,800	441,000	538,900
47	341,500	402,800	442,000	539,800
48	341,900	403,700	442,900	540,700
49	342,300	404,900	443,800	541,500
50	342,700	406,300	444,700	542,200
51	343,100	407,700	445,700	542,700
52	343,500	409,100	446,600	543,400
53	343,900	409,900	447,600	543,900
54	344,300	410,900	448,600	544,700
55	344,700	411,900	449,500	545,300
56	345,100	413,000	450,500	545,800

57	345,500	413,900	451,400	546,400
58	345,900	414,700	452,300	547,000
59	346,300	415,500	453,200	547,700
60	346,700	416,200	454,200	548,200
61	347,100	416,900	455,000	548,700
62	347,500	417,800	455,400	549,200
63	347,900	418,600	456,000	549,700
64	348,300	419,200	456,600	550,200
65	348,700	419,800	457,200	550,600
66	349,100	420,200	457,900	551,000
67	349,500	420,500	458,200	551,400
68	349,900	420,800	458,800	551,800
69	350,300	421,100	459,200	552,300
70	350,800	421,400	459,500	
71	351,200	421,600	459,800	
72	351,600	421,900	460,100	
73	351,900	422,100	460,400	
74	352,400	422,400		
75	352,800	422,700		
76	353,200	423,000		
77	353,600	423,200		
78	354,100	423,400		
79	354,600	423,700		
80	355,100	424,000		
81	355,600	424,200		
82	356,300	424,500		
83	357,000	424,800		
84	357,700	425,100		
85	358,300	425,300		
86	358,900	425,600		
87	359,500	425,900		
88	360,100	426,100		
89	360,600	426,300		
90	361,000	426,600		
91	361,400	426,900		
92	361,800	427,100		
93	362,200	427,300		
94	362,600			
95	363,100			
96	363,500			

	97	364,100			
	98	364,600			
	99	365,000			
	100	365,500			
	101	365,900			
	102	366,400			
	103	366,700			
	104	367,100			
	105	367,600			
	106	368,000			
	107	368,500			
	108	369,000			
	109	369,400			
	110	369,900			
	111	370,300			
	112	370,700			
	113	371,100			
	114	371,500			
	115	371,900			
	116	372,300			
	117	372,700			
	118	373,100			
	119	373,500			
	120	373,900			
	121	374,200			
	122	374,600			
	123	375,100			
	124	375,400			
	125	375,800			
	126	376,300			
	127	376,800			
	128	377,200			
	129	377,600			
定年 前任 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		288,000	299,000	321,200	406,100

備考 この表は、大学の教授、准教授、講師及び助教に適用する。

別表3（第10条関係）
医療技術職員給料表

職員の 区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300			

49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000			
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700			
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300			
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700			
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
78	254,800	291,900	328,600	349,900				
79	255,100	292,200	329,000	350,100				
80	255,300	292,500	329,500	350,400				
81	255,500	292,800	330,000	350,900				
82	255,800	293,100	330,400	351,200				
83	256,100	293,400	330,600	351,500				
84	256,300	293,700	330,900	351,800				
85	256,500	293,900	331,300	352,200				
86		294,100	331,700	352,500				
87		294,300	332,000	352,800				
88		294,500	332,300	353,100				
89		294,900	332,600	353,500				
90		295,100	332,800	353,800				
91		295,300	333,200	354,100				
92		295,500	333,500	354,400				
93		295,900	333,700	354,700				
94		296,100	334,000	355,100				
95		296,300	334,300	355,500				
96		296,600	334,600	355,900				
97		296,900	334,800	356,400				
98		297,100	335,100	356,800				
99		297,300	335,400	357,200				
100		297,600	335,600	357,600				

	101		297,900	335,800	358,100				
	102		298,100	336,000					
	103		298,300	336,400					
	104		298,600	336,600					
	105		298,900	336,800					
	106			337,200					
	107			337,600					
	108			338,000					
	109			338,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000	433,400

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、視能訓練士及び言語聴覚士に適用する。

別表4（第10条関係）
看護職員給料表

職員の区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700	

21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		

69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600			
87	286,600	313,900	351,500	370,200			
88	287,100	314,900	352,300	370,700			
89	287,600	315,800	352,900	371,000			
90	288,100	316,900	353,500	371,500			
91	288,600	317,900	354,100	371,900			
92	289,100	318,900	354,700	372,200			
93	289,600	319,700	355,100	372,800			
94	290,200	320,400	355,500	373,300			
95	290,800	321,100	356,000	373,800			
96	291,400	321,700	356,400	374,300			
97	292,000	322,200	356,900	374,900			
98	292,500	322,500	357,300	375,400			
99	293,000	323,100	357,800	375,900			
100	293,500	323,700	358,200	376,300			
101	294,000	324,100	358,500	376,900			
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600	381,400			
111	297,800	328,800	363,100	381,900			
112	298,100	329,100	363,500	382,400			
113	298,400	329,400	363,900	383,000			
114	298,600	329,800	364,300	383,400			
115	298,900	330,100	364,800	383,900			
116	299,100	330,400	365,300	384,400			

117	299,400	330,600	365,700	385,000			
118	299,700	330,900	366,200				
119	300,000	331,200	366,700				
120	300,300	331,400	367,200				
121	300,600	331,600	367,500				
122	301,000	331,900					
123	301,300	332,200					
124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						

	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。